

駐留軍等労働者に対する「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の申告、スクリーニングテスト、及びワクチン接種証明について」に関する談話

1. 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種は任意

本日、在日米軍は「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の申告、スクリーニングテスト、及びワクチン接種証明について」（以下、「お知らせ」）を発出した。9月9日付でバイデン大統領が連邦職員に対しワクチン接種を義務化したことに端を発し、国防総省のガイダンスを在日米軍でも適用実施する状況下において在日米軍基地・施設で働く駐留軍等労働者への対応を示したものである。

組合からは駐留軍等労働者へのワクチン接種義務化は国内法令の観点からも断固として認めないことを申し入れ、防衛省による対米交渉を経てコロナワクチン接種は義務としないことが「お知らせ」に明記されたことは率直に評価したい。使用者である在日米軍に対しては引き続き、ワクチン接種の強制や不当な圧力をかけないように現場レベルまで徹底させることを強く要請する。

2. 米国防総省ガイダンス適用には契・協約に則った労務管理を

米国防総省ガイダンスをそのまま駐留軍等労働者へ適用することに反対の立場から、11月2日付で我々の懸念や疑問、要望などを防衛省に申し入れた。懸念の最たるものとして「DD Form」の使用を止め、防衛省と在日米軍の合意の基に駐留軍等労働者向け「USFJ Form」の新設を求めたが、「お知らせ」への解説追加に留まったことは残念である。加えて、スクリーニングテストやカウンセリング実施は各軍・各施設に任せられ、国防総省ガイダンスに沿った運用がされるものと想定される。また、「お知らせ」の問い合わせ先は「監督者」であり、防衛省の記載は無いが、雇用主としての責任を免れるものではない。防衛省には各局・事務所において、国内法令はもとより、基本労務契約、船員契約及び諸機関労務協約から逸脱した運用が行われないよう現地米軍との調整を密に対応することを改めて要請する。

3. スクリーニングテスト義務化の課題

ワクチン接種又はスクリーニングテストにより、安心して職務に専念できる環境が整う、ということに異論を唱えるつもりはない。スクリーニングテスト実施に際して駐留軍等労働者への負担軽減がされたことも評価に値する。他方、ワクチン接種又はスクリーニングテストに応じなければ米軍施設内への立ち入りが許可されないという強制力には、在日米軍の基地管理権が根底にあり、雇用主防衛省の駐留軍等労働者への労務管理の限界という課題は残る。この視点から、防衛省を雇用主とする駐留軍等労働者への「おしらせ」が、防衛省からではなく在日米軍からのみ発出されたことは遺憾である。

4. 適正運用に向けて

全駐労は今回の措置について引き続き注視し必要な対応をしていくと共に、駐留軍等労働者が在日米軍を使用者とするが故に生じている課題を解消するための取り組みを今後も続けていく。

以上